

埼玉県市町村共同クラウド専門部会設置要綱

(設置)

第1条 埼玉県市町村DX推進ネットワーク規約第9条第1項の規定に基づき、埼玉県市町村共同クラウド専門部会（以下「専門部会」）を設置する。

(目的)

第2条 この専門部会は、埼玉県市町村共同クラウド（以下「埼玉県クラウド」）を活用したシステムの共同利用・共同運用の推進を目的として設置する。

(協議内容)

第3条 この専門部会は、前条の目的を達成するため、以下の事項に係る調査研究又は協議若しくは調整を行う。

- (1) 埼玉県クラウドの運用管理等に関すること。
- (2) システムの共同利用・共同運用に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(構成員)

第4条 専門部会に、部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長及び副部会長は、幹事会の代表幹事が任命し、部会長は専門部会を代表する。
- 3 専門部会は必要に応じてワーキンググループを設けることができる。
- 4 ワーキンググループの構成員は部会長が指名する。

(会議の開催及び報告等)

第5条 部会長は、埼玉県クラウドを活用したシステムの共同利用・共同運用に係る課題を検討していく上で、会員の意見の調整や協議のとりまとめ等を図るため、必要に応じてワーキンググループ会議を招集することができる。

- 2 専門部会における議論は、メーリングリスト等を活用し行うことができる。
- 3 部会長は、必要に応じ、専門部会の活動の内容について幹事会に報告する。
- 4 部会長は、専門部会の検討の成果を幹事会に報告する。

(事務局)

第6条 専門部会の事務局は、埼玉県企画財政部情報システム戦略課に置く。

(雑則)

第7条 前各条に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、幹事会が定める。

附則

この設置要綱は、令和2年6月8日から施行する。

附則

この設置要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附則

この設置要綱は、令和6年6月1日から施行する。